

令和5年 3月24日

市立学校保護者の皆様へ

七尾市教育委員会教育長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

標記の件につきまして、令和5年3月17日付文部科学省通知において示されました。七尾市においてもこの通知に準じ、下記のような対応を取ることとします。

保護者の皆様におかれましては、国の対応を踏まえたマスク着用の考え方の見直しに沿った対応を取ることについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

【マスク着用の考え方の見直し等について】

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、風邪等の症状を有する場合は、マスクの着用をお願いします。また、登下校時に混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては着用をお願いします。
→学校で必要になることも考えられるので、マスクを持たせてくださいますようお願いいたします。
- 学校では、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。ご家庭におかれましてもご指導をお願いいたします。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、通常の実策に加え、活動の場面に応じた感染症対策を講じます。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も該当します。

(2) 入学式等行事の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保します。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限はしません。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限はありません。